

別記第1号様式（第2条第2項関係）

日記第 号  
年 月 日

〇〇法務局〇〇出張所  
登記官 殿

〇〇法務局〇〇出張所  
登記官

職印

移 送 書

年 月 日管轄転属により別紙目録記載の登記記録等を貴出張所に  
移送します。







別記第2号様式（第2条第3項関係）

	日記第	号
	年	月
		日
〇〇法務局〇〇出張所 登記官	殿	
	〇〇法務局〇〇出張所 登記官	職印
	受	領
	書	
管轄転属により	年	月
	日	日記第
紙目録記載の登記記録等を受領しました。	号をもって移送を受けた別	

（注）別紙目録は、別記第1号様式の目録による。

異状がある場合には、その旨を記載する。

別記第3号様式（第2条第4項関係）

日記第 号  
年 月 日

〇〇法務局長 殿

〇〇法務局〇〇出張所  
登記官

職印

報 告 書

管轄転属により 年 月 日別紙受領書（移送書）のとおり登記記録等の引継ぎを完了したので、報告します。

別記第4号様式（第4条第2項関係）

日記第 号  
年 月 日

法務大臣 殿

法務局長

職印

事務停止に関する意見書

- 1 登記所名
- 2 事務停止を必要とする理由
- 3 事務停止期間

上記のとおり、商業登記法第3条の規定により意見を提出します。

別記第5号様式（第5条第2項関係）

日記第 号  
年 月 日

〇〇法務局長 殿

〇〇法務局〇〇出張所  
登記官

職印

報 告 書

当出張所登記官交替による事務の引継ぎを行いましたが、引継ぎを受けた登記簿その他の関係書類の調査の結果を下記のとおり報告します。

記





別記第7号様式 削除

別記第8号様式 (第12条第1項関係)



(裏面)

<注意事項>

- 1 このカードは、その正当な所持人がこのカードによって特定される印鑑を提出した者であることを証明するものです。
- 2 印鑑証明書の交付を請求するときは、この印鑑カードの提出が必要となります。印鑑カードの提出がないと、印鑑証明書の交付を受けることができません。
- 3 この印鑑カードをなくしたときは、直ちに亡失による印鑑カード廃止届をしてください。
- 4 印鑑の廃止等により、印鑑カードが不要になったときは、必ず、この印鑑カードを法務局にお返しく下さい。
- 5 この印鑑カードを保有する会社等の代表者が変更した場合には、新代表者は、この印鑑カードを引き継ぐことができます。
- 6 表面の本人識別欄には、ご自分の印鑑カードであることが分かるように、「会社名」、「代表者の氏名」等を記載してください。

(このカードを拾得された方は、お近くの法務局へご連絡ください。)

- (注)
- 1 プラスチック製カードとする。
  - 2 印鑑カード番号は、4桁の序名符号と7桁の印鑑番号とする。

別記第9号様式（第12条第4項関係）

交 付 年 月 日	印 鑑 カ ー ド 番 号	担 当 者 印

別記第10号様式（第13条第4項、第15条第5号、第6号、第11号、第12号関係）

登 記 帳 簿			
年度			
保存簿 番 号	第 号	保 存 終 期	年 月 日
名 称			
庁 名			
		法務局	出張所



別記第12号様式（第15条第2号関係）

登 記 帳 簿			
年度		年	
保存簿 番 号	第 号	保 存 終 期	年 月 日
名 称			
登 記 事 務 日 記 帳			
庁 名			
		法務局	出張所



別記第13号様式（第15条第3号関係）

登記事項証明書等用紙管理簿

年 月 日	受入枚数	払出枚数	残枚数	印	備 考



別記第14号様式（第15条第4号関係）

印鑑証明書用紙管理簿

年 月 日	連続番号 (受払いした用紙の連続番号)	受入枚数	払出枚数	残枚数	印	備 考

別記第15号様式（第27条関係）

日記第 号  
年 月 日

〇〇法務局長 殿

〇〇法務局〇〇出張所  
登記官

職印

登記簿及び附属書類持出報告書

持ち出した登記簿等	
持ち出した理由	
持出場所	
登記簿等の現況	

商業登記規則第13条の規定により報告します。

別記第16号様式（第29条第1項関係）

日記第 号  
年 月 日

〇〇法務局長 殿

〇〇法務局〇〇出張所  
登記官

職印

登記簿の全部（又は一部）滅失による登記の回復について（報告）

滅失した登記簿又は登記記録	別紙目録のとおり
滅失の事由	
滅失の年月日	
予定回復登記期間	

商業登記規則第15条第1項の規定により報告します。

（注）別紙目録は、別記第1号様式の目録による。

別記第17号様式（第29条第1項関係）

日記第 号  
年 月 日

法務大臣 殿

〇〇法務局長

職印

登記簿の全部（又は一部）滅失による登記の回復について（意見）

管 轄 登 記 所 名	
滅失した登記簿又は登記記録	別紙目録のとおり
滅 失 の 事 由	
滅 失 の 年 月 日	
予 定 回 復 登 記 期 間	
調 査 の 結 果 及 び 意 見	

商業登記規則第15条第2項の規定により意見を提出します。

（注）別紙目録は、別記第1号様式の目録による。



別記第19号様式（第32条第2項関係）

乙 号 事 件 日 計 表

月 日	受理件数	処理件数	未済件数	備 考
月				
1 日				
2 日				
3 日				
4 日				
5 日				
6 日				
7 日				
8 日				
9 日				
10 日				
11 日				
12 日				
13 日				
14 日				
15 日				
16 日				
17 日				
18 日				
19 日				
20 日				
21 日				
22 日				
23 日				
24 日				
25 日				
26 日				
27 日				
28 日				
29 日				
30 日				
31 日				
計				(注) 未済件数は、前日の未済件数と当日の受理件数とを合したもののから当日の処理件数を控除したものを計上する。

別記第20号様式（第33条第7項関係）

交付通数	交付枚数	手数料	受付・交付年月日

別記第21号様式（第33条第8項関係）

交付通数	整理番号	手数料	受付・交付年月日

別記第22号様式（第41条関係）

甲 号 事 件 日 計 表

月 日	受理件数	処理件数	未済件数	備 考
月				
1 日				
2 日				
3 日				
4 日				
5 日				
6 日				
7 日				
8 日				
9 日				
10 日				
11 日				
12 日				
13 日				
14 日				
15 日				
16 日				
17 日				
18 日				
19 日				
20 日				
21 日				
22 日				
23 日				
24 日				
25 日				
26 日				
27 日				
28 日				
29 日				
30 日				
31 日				
計				(注) 未済件数は、前日の未済件数と当日の受理件数とを合したもののから当日の処理件数を控除したものを計上する。



別記第 2 3 号様式 (第 4 3 条関係)

受 付	年 月 日						
	第 号						
受 付		調 査		印鑑 照合		記 入	
印鑑 入力		校 合		通 知		カ ー ド	

別記第 2 4 号様式 (第 4 3 条関係)

受付	調査	印鑑照合	記入	印鑑入力	校合	通知	カード
年 月 日			商業				符号
第 号			- -				
窓口							

別記第24号の2様式（第43条関係）

受付	調査	印鑑照合	記入	印鑑入力	校合	通知	カード
年 月 日			商業				符号
第 号 - -							
郵送							

別記第24号の3様式（第45条第4項関係）

登録免許税納付用紙 (商業・法人登記申請用)	
法務局 支局・出張所 御中	印紙等貼付欄
(申請人の表示) 本店(事務所)	本用紙は、オンラインにより登記の申請をした場合において、登録免許税を領収証書又は収入印紙により納付するときに使用するものです。  領収証書又は収入印紙は、割印をしないで、印紙等貼付欄に貼り付けてください。
商号(名称)	
資格・氏名	
(代理人の表示) 住所	
氏名又は名称	
(その他) 受付年月日及び受付番号 年 月 日	
受付第 号 納付金額 円	
年 月 日	担当

(注) 1 代理人が登記の申請をした場合には、(申請人の表示)欄の記載を省略することができます。

2 1件の申請で2枚以上の納付用紙を使用する場合には、それが分かるように、例えば、用紙を2枚使用したときは、本紙の右下に、(1/2) (2/2)の振り合いで、本紙が全体枚数のうち何枚目の用紙に当たるものであるかを記載してください。

( / )



別記第26号様式（第48条第2項関係）

日記第 号  
年 月 日

〇〇法務局〇〇出張所 御中

〇〇法務局〇〇出張所  
登記官

職印

嘱 託 書

商業登記法第23条の2第2項の規定により、下記のとおり本人確認の調査を嘱託します。

記

- 1 本人確認を要する申請人又はその代表者若しくは代理人の氏名又は商号若しくは名称
- 2 申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由の概要
- 3 添付書面の表示

別記第27号様式（第49条第2項関係）

不正登記防止申出書			
申出年月日	年 月 日	申出番号	
申出人の表示	住所又は本店若しくは主たる事務所の所在場所 氏名又は商号若しくは名称 <span style="float: right;">㊞</span> <input type="checkbox"/> 登記の申請人となるべき者 <input type="checkbox"/> その他（ ） 連絡先（自宅・携帯・勤務先） （ ） —		
代理人の表示	住 所 氏名又は名称 <span style="float: right;">㊞</span> 連絡先（自宅・携帯・勤務先） （ ） —		
委任による代理人による理由	別添委任状に記載の理由により、申出人が登記所に出頭できない。		
商号（名称）等			
営業所			
申出の事由	年 月 日ころ、（申出人） の が、①盗難にあった ②不正に交付された ③その他（ ）ため、不正な登記の申請がされるおそれがあるので、 上記会社・法人等について登記の申請があった場合は、連絡願います。		
被害届・告訴の有無等	<input type="checkbox"/> 有（ 年 月 日 被害届・告訴 警察署） <input type="checkbox"/> 無		
対応期間	申出の日から3か月（ 年 月 日まで）		
上記のとおり申出します。 <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <span>法務局（地方法務局）</span> <span>支 局 出張所 御中</span> </div>			



別記第29号様式（第52条第1項関係）

原 本 還 付



日記第 号

決 定

住 所  
申請人

年 月 日受付第 号〇〇登記申請事件は、・・・・・・ので、  
商業登記法第24条第 号（又は第33条第4項）の規定により却下します。

なお、この処分に不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長（又は地方法務局長）に対し、審査請求をすることができます（商業登記法第142条）。

おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から6月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

法務局  
登記官

出張所

職印

- (注) 1 却下理由は、具体的かつ詳細に記載すること。  
2 年月日は、決定書作成の日を記載すること。

別記第31号様式（第54条第8項関係）

一 部 取 下 げ

別記第32号様式（第58条第5項関係）

日記第 号  
年 月 日

〇〇法務局〇〇出張所  
登記官 殿

〇〇法務局〇〇出張所  
登記官

職印

通 知 書

下記のとおり本店移転の登記を完了（又は登記を却下）したので、商業登記法第52条第3項の規定により通知します。

記

- 1 商 号
- 2 旧 本 店
- 3 新 本 店
- 4 旧本店所在地における申請書の受付の年月日及び番号
- 5 新所在地での登記（又は却下）年月日

別記第33号様式（第64条関係）

日記第 号	
通 知 書	
商号、未成年者若しくは支配人の氏名又は 後見人の氏名若しくは商号若しくは名称	
本店又は営業所若しくは 支配人を置いた営業所	
登 記 の 種 類	
受 付 の 年 月 日 号 受 付 番 号	年 月 日 第 号
錯 誤 事 項 遺 漏	
通 知 の 事 由	商業登記法第133条第1項
<p>上記のとおり  <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">           錯誤            遺漏         </span>         を発見したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">○○法務局○○出張所 登記官</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">職印</div>	

別記第34号様式（第65条第1項関係）

日記第 号  
年 月 日

〇〇法務局長 殿

〇〇法務局〇〇出張所  
登記官

職印

登記更正許可申出書

下記のとおり登記官の過誤（又は遺漏）があることを発見したので、更正につき許可されるよう商業登記法第133条第2項の規定により登記事項証明書を添えて申し出ます。

記

- 1 商号、未成年者若しくは支配人の氏名又は後見人の氏名若しくは商号若しくは名称
- 2 本店又は営業所若しくは支配人を置いた営業所
- 3 登記の種類
- 4 受付の年月日及び受付番号
- 5 更正を要する登記事項  
「〇〇」とあるのを「〇〇」と更正

別記第35号様式（第65条第2項関係）

日記第 号

〇〇法務局〇〇出張所  
登記官

(不) 許 可 書

年 月 日付け日記第 号をもって申出のあった登記の更正の  
件は、下記のとおり許可する（又は〇〇（不許可の理由を記載すること）により許  
可しない）。

年 月 日

法務局長

職印

記

- 1 商号、未成年者若しくは支配人の氏名又は後見人の氏名若しくは商号若しくは名称
- 2 本店又は営業所若しくは支配人を置いた営業所
- 3 更正すべき事項

年 月 日受付第 号〇〇登記事項中「〇〇」とあるのを「〇  
〇」と更正（又は「〇〇」の事項を追加更正）

別記第36号様式（第67条第1項関係）

職 権 抹 消 調 書	
日 記 第 号 年 月 日	
（地方）法務局 （支局（出張所）） 登記官	
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">職印</div>	
商号、未成年者若しくは支配人の氏名又は後見人の氏名若しくは商号若しくは名称	
本店又は営業所若しくは支配人を置いた営業所	
根拠条文	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 商業登記法第24条第1号</li> <li>○ 商業登記法第24条第2号</li> <li>○ 商業登記法第24条第3号</li> <li>○ 商業登記法第24条第5号</li> <li>○ 商業登記法第134条第1項第2号</li> </ul>	
抹消する登記	
受 付 年 月 日 受 付 番 号	
抹 消 す べ き 登 記 事 項	
抹消する理由	

別記第37号様式 (第67条第2項関係)

日記第 号  
年 月 日

殿

〇〇法務局〇〇出張所  
登記官

職印

通 知 書

商号、未成年者若しくは支配人の氏名又は後見人の氏名若しくは商号若しくは名称	
本店又は営業所若しくは支配人を置いた営業所	
抹消する登記の受付の年月日及び受付番号	
抹消すべき登記事項	

上記の登記は、〇〇（理由を具体的に記載すること。）により許されないので、  
年 月 日までに異議の申立てがないときは、これを抹消します。  
商業登記法第135条第1項の規定により通知します。



別記第38号様式（第67条第3項関係）

公 告

本店又は営業所若しくは支配人を置いた営業所商号、未成年者若しくは支配人の氏名又は後見人の氏名若しくは商号若しくは名称

上記に係る 年 月 日受付第 号で登記した〇〇登記は、〇〇により商業登記法第134条第1項第 号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から〇日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第2項の規定により公告する。

年 月 日

〇〇法務局〇〇出張所

日記第 号

決 定

住 所

異議申立人

下記につき、 年 月 日受付第 号の〇〇登記の抹消について、  
年 月 日付けで異議の申立てがありました。その異議は、〇〇（理由を具体的に記載すること。）により理由がないので、これを却下します。

なお、この処分不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長（又は地方法務局長）に対し、審査請求をすることができます（商業登記法第142条）。

おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から6月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

〇〇法務局〇〇出張所

登記官

職印

記

- 1 商号、未成年者若しくは支配人の氏名又は後見人の氏名若しくは商号若しくは名称
- 2 本店又は営業所若しくは支配人を置いた営業所

日記第 号

決 定

住 所

異議申立人

下記につき、 年 月 日受付第 号をもって登記した〇〇登記は、〇〇により商業登記法第134条第1項第 号に該当するから、その登記を抹消する旨 年 月 日通知をしたところ、 年 月 日付けをもって上記申立人より異議の申立てがあったが、その異議は、理由あるものと認める。

よって、上記の登記は、抹消しないものとする。

年 月 日

〇〇法務局〇〇出張所

登記官

職印

記

- 1 商号、未成年者若しくは支配人の氏名又は後見人の氏名若しくは商号若しくは名称
- 2 本店又は営業所若しくは支配人を置いた営業所

別記第42号様式（第71条第3項関係）

日記第 号  
年 月 日

殿

〇〇法務局〇〇出張所  
登記官

職印

通 知 書

下記の 年 月 日受付第 号の〇〇登記申請事件に関してされた審査請求は、理由があるものと認め、下記のと通りの処分をしたので、通知します。

記

- 1 商号、未成年者若しくは支配人の氏名又は後見人の氏名若しくは商号若しくは名称
- 2 本店又は営業所若しくは支配人を置いた営業所
- 3 処分の内容（具体的かつ詳細に記載すること。）

別記第43号様式（第71条第5項関係）

日記第 号  
年 月 日

〇〇法務局長 殿

〇〇法務局〇〇出張所  
登記官

職印

報 告 書

年 月 日付け日記第 号をもって報告した登記申請事件却下決定に対し審査請求があり、その審査請求を理由があると認めたので、下記のとおり処分をしました。

記

1. 〇〇（具体的かつ詳細に記載すること。）

別記第44号様式（第72条第1項関係）

日記第 号  
年 月 日

〇〇法務局長 殿

〇〇法務局〇〇出張所  
登記官

職印

意見書

年 月 日付け日記第 号をもって報告した登記申請事件却下処分に関し、別紙のとおり審査請求があったが、本件審査請求は、下記のとおり理由がないものと認めますから、審査請求書の正本及び関係書類を添えて本件事件を送付します。

記

1. 〇〇（具体的かつ詳細に記載すること。）

別記第44号の2様式（第72条第4項関係）

日記第 号  
年 月 日

審理員 殿

〇〇法務局長

職印

送 付 書

年 月 日受付第 号の〇〇登記申請事件の却下処分に対する審査請求について、商業登記法第145条の規定に基づき、審査請求書及び関係書類を添えて、登記官の意見を送付します。

裁 決

住 所  
審査請求人

年 月 日受付第 号の〇〇登記申請事件の却下処分に関する審査請求について次のとおり裁決する。

なお、この裁決につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。）、提起しなければなりません（なお、裁決の送達を受けた日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。

1. 主 文
2. 事案の概要
3. 審査関係人の主張の要旨
4. 理 由（主文が審理員意見書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）

年 月 日

〇〇法務局長

職印



別記第46号様式（第75条第1項関係）

日記第		号
年		月
		日
〇〇税務署長 殿		
〇〇法務局〇〇出張所 登記官		
		職印
納付不足額通知書 登録免許税法第28条第1項の規定により通知する。		
登記の区分		
申請書受付の年月日及び番号	年 月 日 受付第 号	
課税標準額	申請書記載額	
	正当額	
登録免許税額	納付額	
	正当額	
	未納金額	
申請人の氏名・住所 (法人の場合は名称・主たる事務所)		
納税地	(同上)	
備考		

(注) 登記の区分欄には、例えば、「別表第一の第24号(一)カ取締役の変更の登記」のように記載する。

別記第47号様式（第75条第2項関係）

不 足 通 知 済



別記第49号様式（第76条第2項、第3項関係）

還 付 通 知 済

日記第 年 月 号  
日

殿

〇〇法務局〇〇出張所  
登記官 職印

## 通 知 書

年 月 日付けをもってされた下記登記に関する登録免許税法第31条第2項の規定に基づく還付通知請求については、過誤納付の事実は認められないので、税務署長に還付の通知をすることができません。

なお、この処分について不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税通則法第75条第1項の規定により国税不服審判所長に審査請求をすることができます。この場合には、国税不服審判所長あての審査請求書を何国税不服審判所に提出してください。

おって、当該処分については、国税通則法第115条第1項の規定により、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の1) から3) までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- 2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

- 1 登記の受付年月日
- 2 受付番号
- 3 登記の区分

別記第50号様式（第77条第1項関係）

証明年月日		証明番号	
<b>再 使 用 証 明 申 出 書</b>			
再使用申出領収証書 又は印紙の金額	金 円		
領 収 証 書	現金納付 年月日	年 月 日	
	収納機関 の名称	銀行 支店	郵便局 税務署
印 紙	券 面 額	枚 数	金 額
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	合 計	枚	円
申請書の受付の 年月日及び番号	年 月 日 第 号		
備 考			
<p>上記のとおり登録免許税法第31条第3項の規定により申出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請人</p> <p style="text-align: center;">支 局 出張所 御 中</p> <p style="text-align: center;">法 務 局</p>			

別記第5 1号様式（第7 7条第2項関係）

再使用できることを証明する

別記第5 2号様式（第8 0条第1項関係）

〇〇法務局〇〇出張所

日記（過料）第 号  
年 月 日

〇〇地方裁判所 御中  
支 部

〇〇法務局〇〇出張所  
登記官

職印

通 知

下記のとおり過料に処せられるべき事件を発見したので、商業登記規則第118条の規定により通知します。

記

登記申請の年月日	年 月 日
受付番号	第 号
違反事項の要旨	別紙のとおり 1. 選任懈怠 2. 登記懈怠
該 当 法 条	1. 会社法第976条第22号 2. 会社法第915条第1項 3. 会社法第976条第1号
違反者の資格及び氏名・住所	
本 店	別紙のとおり
商 号	
代表者の資格 及び氏名・名 称・住所	

（注1）過料事件通知書には、別紙として履歴事項一部証明書を添付する。

（注2）登記記録に過料に処せられるべき者の日本国内の住所が記録されておらず、その管轄が定まらないとき（非訟事件手続法第8条）は、東京地方裁判所（非訟事件手続規則第6条）に通知する。



(法人)

日記(過料)第 号  
年 月 日

〇〇地方裁判所 御中  
支 部

〇〇法務局〇〇出張所  
登記官

職印

通 知

下記のとおり過料に処せられるべき事件を発見したので、各種法人等登記規則第5条において準用する商業登記規則第118条の規定により通知します。  
記

登記申請の年月日	年 月 日
受付番号	第 号
違反事項の要旨	別紙のとおり 1. 選任懈怠 ② 登記懈怠
該 当 法 条	
違反者の資格及び氏名・住所	
主たる事務所 ・本店  名称・商号  代表者の資格 及び氏名・住所	別紙のとおり

(注) 通知本文中、各種法人等登記規則第5条以外の規則において準用する場合は、該当規則を修正する。